

## 会員規約集

ペルソナSTACIA アメリカン・エクスプレス・  
カードに関する特約

STACIAカード会員規約

「STACIA」ポイントプログラム規定

ペルソナの個人情報の取り扱いに関する特約

アメリカン・エクスプレスのカード会員規約



## 規定集

旅行傷害保険補償規定

ショッピング・プロテクション補償規定

リターン・プロテクション規定

グローバル・ホットライン規定

(よくお読みいただき、大切に保管してください。)

# ペルソナ STACIA アメリカン・エクスプレス®・カードに関する特約

## 第1条 (カードの名称および入会の方法)

1. 本カードは、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド (日本支社) (以下「当社」といいます) が発行者となり、株式会社ペルソナ (以下「ペルソナ」といいます)、株式会社阪急阪神カード (以下「阪急阪神カード」といいます) (以下二社を総称して「提携先」といいます) と提携して発行する次のカード (以下「本カード」といいます) をいいます。  
● ペルソナ STACIA アメリカン・エクスプレス・カード
2. 本特約は、本カードに関して、「アメリカン・エクスプレスのカード会員規約」(以下「会員規約」といいます) に追加して適用します。
3. 申込者は、提携先の定める STACIAカード会員規約、STACIAカード会員特約、「『STACIA』ポイントプログラム規定」(以下、総称して「STACIA規約等」といいます) およびペルソナの個人情報の取り扱いに関する特約を了承の上、直接または提携先を通じて当社に入会を申し込むものとします。

## 第2条 (用語の定義)

1. 本特約で特に定義されていない用語は、会員規約の用語と同様の意味を有するものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されます。また、本特約と会員規約との間に矛盾がある場合には、本特約の規定を優先するものとします。

## 第3条 (会員資格)

1. 当社所定の入会申込みをした方で、当社が適格と認められた方を会員とし、本カードを発行します。
2. 本カードは、本特約第7条に定めるサービスのうち提携先が提供するサービスを会員が利用するための会員資格を証する機能を有するものとします。ただし、提携先はそれぞれ、STACIA規約等を始めとする提携先が定める会員規約・規定・特約に基づき、サービス利用のための会員資格を喪失させることができます。
3. 会員が理由の如何を問わず本カードの会員資格を失った場合は、本条第2項に規定する提携先の会員資格も同時に失うものとします。また、会員が理由の如何を問わず本条第2項のいずれかの提携先の会員資格を失った場合、本カードの会員資格及び他の提携先が提供するサービスを利用するための会員資格も同時に失うものとします。

## 第4条 (本特約の改定)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本特約の変更の効力発生時期を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のウェブサイトへ掲載するほか、必要があるときは基本カード会員に通知する方法その他の相当な方法により周知することによって、本特約を改定することができます。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のウェブサイトへの掲載等を行うものとします。
  - (1) 改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき

- (2) 改定の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のウェブページに掲載する方法により基本カード会員に周知した上で (必要があるときには、これに加え基本カード会員に通知する方法その他相当な方法での周知を行うこととします)、本特約を変更することができるものとします。この場合、会員がかかる周知の後に行うカード使用をもって、変更に対する承諾の意思表示とし、当該意思表示をもって当該会員に対し変更後の本特約が適用されるものとします。かかる通知の後に家族カード会員がカードを使用した場合においても、基本カード会員は改定後の特約に拘束されるものとします。

## 第5条 (提携先への個人情報の提供および利用に関する同意)

1. 会員および入会を申し込まれた方 (以下併せて「会員等」といいます) は、当社が保護措置を講じた上で、提携先に対し次に定める個人情報を提供し、提携先がこれを本特約第7条に定めるサービスの提供を目的として利用することに同意します。
  - (1) 本カードの申込書に記載された情報、および会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった本カード会員等の情報。
  - (2) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は除く。
  - (3) 本カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。(本条の会員番号には STACIA 番号を含む)
  - (4) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
  - (5) 会員が本カードの会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。
2. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、阪急阪神カードに対し下記の個人情報を提供し、阪急阪神カードがポイントの提供を目的として、これを利用することに同意します。
  - (1) 会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用店名等のご利用状況、契約内容に関する情報。
3. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、提携先に対し本条第1項 (但し (3) の情報を除く) に定める個人情報を提供し、提携先が、自己の事業、商品およびサービスに関する宣伝広告物送付等の営業案内を目的として、これを利用することに同意します。
4. 会員は、前項の同意の範囲内で提携先が当該情報を利用している場合であっても、提携先のいずれに対してもその中止を申し出ることができます。
5. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、提携先に対し、本条第1項 (但し (3) の情報を除く) および本条第2項 (1) の個人情報を提供し、提携先がこれを、自

己またはその関連会社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発のための市場調査および統計分析を目的として、利用することに同意します。

#### 第6条（当社への個人情報の提供および利用に関する同意）

1. 会員は、提携先が保護措置を講じた上で、当社に対し、次に定める個人情報を提供し、当社がこれを会員と当社との取引の与信判断および与信後の管理（支払い延滞時の督促および債権譲渡を含む）ならびに付帯サービスの提供等の目的で利用することに同意します。
  - (1) 会員規約等もしくは会員と提携先間の契約に基づき、提携先に届出のあった情報または会員が提携先に提出する書類等に記載されている情報。
  - (2) 提携先における会員の会員資格およびこれに関する情報。
2. 会員は、提携先が保護措置を講じた上で、当社に対し、以下に定める目的のため、前項（1）に定める個人情報を提供し、当社がこれを共同して利用することに同意するものとします。
  - ①クレジット・カードの基本的機能および付帯サービス等の提供
  - ②当社または加盟店の事業に関する宣伝物送付等の営業案内
  - ③当社または関連会社、提携会社の金融商品・サービスの販売・勧誘
  - ④当社または関連会社、提携会社の保険の募集
  - ⑤当社の事業における市場調査・商品開発
  - ⑥提携先およびH<sub>2</sub>O リテイリンググループ各社の事業に関する情報媒体・印刷媒体の送信・送付の利用のため
3. 会員は、前項の同意の範囲内での当社による当該情報の利用を希望しない場合は、直接、当社に対しその利用の中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。
4. 本条第1項、第2項によらず、会員は会員の当社に対する届出事項に変更がある場合は、会員規約第7条に従い、当社に届け出るものとします。

#### 第7条（サービスの利用）

1. 会員は、本カードの機能およびサービスを会員規約および本特約ならびにSTACIA規約等に従って利用することができます。本カードの機能およびサービスは、次の各号に定めるものとし、当該機能の詳細およびこれに付随する機能およびサービスについては当該機能およびサービスを提供する者が書面その他の方法により通知または公表します。
  - (1) 当社が会員規約の定めに従って提供するカードの機能およびサービス（以下、「クレジットサービス」といいます）。
  - (2) 阪急阪神カードおよび阪急阪神カードとサービス提携に関する契約を締結した法人・団体がSTACIA規約等に基づいて提供する『STACIA』ポ

イントプログラム」等の付帯サービス。

- (3) パルソナおよびパルソナと提携する株式会社阪急阪神百貨店およびサービス提供会社が提供する特典・サービス等の付帯サービス。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合には、当社または提携先のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。
3. 特典・サービスの内容は予告なく変更、改定または廃止する場合があることをあらかじめご了承くださいものとします。
4. 会員は、当社が提供するサービスを、当社所定の方法で受けるものとし、提携先はこれらのサービス提供に関して会員と当社の間を生じる紛議に対して一切責任を負わないものとします。また、会員は、提携先が提供するサービスを、提携先所定の方法で受けるものとし、当社はこれらのサービス提供に関して、会員と提携先の間を生じる紛議に対して一切責任を負わないものとします。
5. 会員は、会員規約（本特約を含む）またはSTACIA規約等に違反した場合、または当社および提携先が会員のサービス利用が適当でないかと判断したときには、サービスを利用できない場合があります。
6. STACIA規約等の規定にかかわらず、本カードのクレジットサービスおよびクレジットサービスに関する会員管理業務並びにカードの所有権関係に関する事項については、会員規約および本特約が優先して適用されるものとします。

#### 第8条（『STACIA』ポイントプログラム）

本カードには阪急阪神カードが定める『STACIA』ポイントプログラム規定に基づく『STACIA』ポイントプログラムが適用されるものとします。本カードについては、当社が企画・運営するアメリカン・エクスプレス メンバーシップ・リワード・プログラムは適用されません。

(2020年4月改定)

# STACIAカード会員規約

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の総則)

1. 株式会社阪急阪神カード（以下「当社」という）が発行するカードの総称を「STACIAカード（以下「本カード」という）」と称し、本規約にて本カードの発行条件及びサービス・使用方法等について定めます。
2. 本カードの機能としては、当社が提供するポイントサービス、本カード提示によるサービス及び当社とサービス提携に関する契約を締結した法人・団体（以下「サービス提携先」という）が提供するサービス等があります。

### 第2条 削除

## 第2章 会員資格

### 第3条 (会員)

1. 本会員とは、STACIAカード会員規約・規定（以下「本規約等」という）を承認のうえ、当社所定の方法で入会の申し込みをし、当社が入会を承認した方をいいます。
2. 本会員が当社との契約に関する一切の責任を引き受けることを承認した家族で、本規約等を承認のうえ、当社所定の方法で入会の申し込みをし、当社が入会を認めた方を家族会員といい、家族カードを発行します。また、本会員と家族会員を総称して会員といいます。
3. 本会員は、本会員及びその家族会員が当社に対する債務がある場合には、当社が指定した支払方法により当社に対し当該債務を弁済するものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号等を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当社が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することをあらかじめ承認するものとします。なお、家族会員は、自己の利用に基づく債務についてのみ責任を負うものとします。
4. 本会員は、家族会員に対し本規約等の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約等の内容を遵守しなかったことによる当社及び第三者の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。
5. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。

### 第4条 (届け出事項の変更事項)

1. 会員は、当社に届け出た住所・氏名・勤務先等について変更があった場合には、所定の届け出書又は当社所定の方法により、遅滞なく当社に通知するものとします。
2. 会員は、前1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は通知書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなします。但し、前1項の住所・氏名の変更の通知を怠ったことについて天災地変その他の不可抗力によるやむを得ない事情があり、会員がこれを証明した

ときはこの限りではありません。

3. 当社が会員宛に発送した通知書類等が、会員不在のため郵便局等に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。但し、会員に天災地変その他の不可抗力によるやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではありません。

### 第5条 (本規約等の改定)

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、又は本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めようとして、会員に対して当該改定につき通知又は公表します。（公表はインターネットの当社ホームページ <https://stacia.jp/> で行います。）

なお、本規約と明示的に相違する規定又は特約がある場合は、当該規定又は特約が優先されるものとします。

### 第6条 (退会もしくは会員資格の喪失)

1. 会員は当社所定の方法により退会することができます。この場合、当社の指示に従い所定の届け出用紙と共に本カードを切断のうえ当社に返却するものとします。なお、当社又はサービス提携先が会員から退会の意思表示を受けた日をもって退会とし、会員資格を喪失します。
2. 当社は、会員が本規約等に違反した場合、又は本カードの利用が不適当と認めた場合には、事前の通知をすることなく、直ちに会員資格を喪失させることができるものとします。
3. 会員が会員資格を喪失した場合、当社が本カードを通じて提供する全てのサービスを受ける権利を喪失するものとします。また会員はこれに伴う不利益・損害等については、当社はいずれも責任を負わないことをあらかじめ承認するものとします。
4. 会員資格を喪失した場合は、当社の判断で、本カードを貸与されていた会員に事前の通知・催告等を行うことなく本カードの利用を停止し、かつ当社又はサービス提携先が所有又は提携するC D機及びA T M機並びに『『STACIA』優待店』（第10条で定義する付帯サービスを実施する優待店をいい、以下も同じ）等を通じて本カードを回収できるものとします。
5. 家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失した場合には、当然に、会員資格を喪失するものとします。

## 第3章 カードの管理

### 第7条 (カードの貸与)

1. 本カードの所有権は当社で所有するものとし、当社の入会承認を受けた会員に対し、本カードを貸与するものとします。
2. 本カードには、会員氏名・署名欄・STACIA番号・本カー

ドの有効期限・当社の連絡先電話番号等が表示されます。但し、サービス提携先におけるカード表示に関する規定等により、表示されない項目がある場合があります。

#### 第8条 (カードの有効期間)

1. カードの有効期間は当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。
2. 有効期間の2ヶ月前までに申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。また会員は有効期間経過後のカードを直ちに切斷・破棄するものとします。

#### 第9条 (紛失・盗難・再発行)

1. カードが紛失・盗難・詐欺・横領等(以下「紛失・盗難等」とする)により他人に不正利用された場合でも、当社及び「『STACIA』優待店」は一切の責任を負いません。
2. カードの紛失・盗難等の場合、会員は当社指定の方法により届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。

### 第4章 付帯サービス

#### 第10条 (付帯サービス)

1. 当社のポイントサービス「『STACIA』ポイントプログラム」及び本カード提示によるサービスを「付帯サービス」といいます。
2. 「『STACIA』ポイントプログラム」で会員へのポイント進呈に協賛し、実施する優待店を「『STACIA』ポイント優待店」といいます。
3. 本カード提示によるサービスの提供に協賛し、実施する優待店を「『STACIA』提示優待店」といいます。
4. 会員は、本カードの付帯サービスを利用することができ、会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、当社から会員に対し別途通知又は公表するものとします。なお、会員は付帯サービスの利用等に関する規約・規定・特約等がある場合は、それに従うものとします。
5. 会員は、付帯サービスについて次のことをあらかじめ承認するものとします。
  - (1) 付帯サービスについて、会員への通知又は公表のうち、変更もしくは中止される場合があること。
  - (2) 会員が第6条のいずれかに該当した場合、付帯サービスの利用が制限されること。

### 第5章 個人情報の取り扱いに関する同意条項

#### 第11条 (用語の定義)

本規約において、用語の意味は次の各号に定義されるところに従うものとします。

- (1) 「会員等」とは、会員及び入会を申し込まれた方(以下「申込者」という)をいいます。
- (2) 「阪急阪神ホールディングスグループ各社」とは、阪急阪神ホールディングス株式会社の有価証券報告書記載のグループ会社又は阪急阪神ホールディングス株式会

社がホームページに掲載しているグループ会社をいいます。

- (3) 「業務受託業者」とは、当社が特定の業務に関し委託契約を締結した法人・団体をいいます。

#### 第12条 (個人情報の取得・利用・預託に関する同意)

1. 会員等は、当社が以下の業務を行うことを目的として、保護措置を講じた上で会員等に関する本カードの個人情報を取り扱うことに同意します。
  - (1) 当社が本カードを発行し、当社の会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を運営するために必要な以下の個人情報を、取得・利用すること。
    - ①氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、会員等が入会申込時及び入会后に届け出た事項及び申告した事項。
    - ②入会申込日、入会承認日、利用可能枠等、会員等と当社又はサービス提携先との契約内容に関する事項。
    - ③会員の本カードの利用により発生した客観的取引事実に基づく内容。
    - ④本カードの発行・管理のために、当社及びサービス提携先が共有する事項。
      - イ) 申し込みに対する審査の結果(但し承認とならなかった理由は共有しない)。
      - ロ) 本カードの会員番号・有効期限及び変更後の会員番号・有効期限。
      - ハ) 会員番号が無効となった事実(但し無効となった理由は共有しない)。
      - ニ) 会員が会員資格を喪失した事実(但し喪失となった理由は共有しない)。
  - (2) 当社が上記以外で以下の目的のために、個人情報を利用すること。
    - ①当社の事業遂行のための新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査。
    - ②当社が、会員に対して行う当社及び当社以外の宣伝広告物送付等の営業案内。
2. 会員等は、当社が会員等から同意を得た場合や会員等が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合及び届け出事項の変更が生じた場合等の際に、会員等に関する個人情報を当該会員等から取得・利用することに同意します。
3. 会員等は、当社における会員管理及び会員に対する各種サービスの提供等当社の正当な事業活動を運営することを目的として、業務受託業者に対し、当社が個人情報の保護措置を講じた上で個人情報を預託することに同意します。
4. 当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページ <https://stacia.jp/> への常時掲載)によって公表します。

### 第13条（共同利用者及び阪急阪神ホールディングスグループ各社との個人情報に関する同意）

1. 会員等は、第12条1項で同意された目的の範囲内で、当社と以下の共同利用する会社が会員に関する個人情報を共同利用することに同意します。なお、共同利用における以下の項目は、当社ホームページ・STACIAプラザに公表します。
  - (1) 共同利用する個人データの内容。
  - (2) 共同利用の目的。
  - (3) 共同利用する会社。
  - (4) 共同利用する個人情報の管理者。
2. 当社は、共同利用する会員の情報について、共同利用する会社とその取り扱いに関する契約を締結するなどして、会員の個人情報保護に十分注意を払うものとします。
3. 会員は、当社が第12条1項(1)の個人情報を、保護措置を講じた上で阪急阪神ホールディングスグループ各社に提供し、阪急阪神ホールディングスグループ各社が、正当な事業活動として行うもののうち、新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査、会員への宣伝広告物送付等の営業案内を行うために利用することに同意します。
4. 1項及び3項に関わらず、次に掲げる場合については、個人情報の提供に関して会員等の同意を必要としないものとします。
  - ①法令に基づく場合。
  - ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - ④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。

### 第14条（開示・訂正・削除及び利用の停止・提供の停止等）

1. 当社は、会員等から当社が保有する会員等に関する個人情報について開示を求められ、万一登録内容が事実でないことが明らかになった場合、業務運営上支障がない範囲で、当社所定の方法で原則として訂正・削除に応じるものとします（本規約に記載の相談窓口へ連絡するものとします）。
2. 当社は、会員等から当社が保有する会員等に関する個人情報について、第12条1項(2)についての利用の停止及び阪急阪神ホールディングスグループ各社への提供の停止を求められた場合は、原則として応じるものとします（本規約に記載の相談窓口へ連絡するものとします）。

### 第15条 削除

#### 第16条（本規約の不同意）

当社は、申込者が本カードの申し込みに際し、申込書の記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合又は本規約に定める個人情報の取り扱いについて承認できない場合、本カードの入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。但し、第12条1項(2)に同意しない場合でも、それを理由に入会を断ることや退会の手続きをとることはありません（本条に関する申し出は本規約に記載の相談窓口へ連絡するものとします）。

#### 第17条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されます。

#### 第18条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約等について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本社を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第19条（相談窓口）

1. 宣伝印刷物の送付等営業案内中止のお申し出は、下記の当社阪急阪神カードコールセンターまでお願いします。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室窓口までお願いします。
3. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、本カードを利用された加盟店にご連絡ください。
4. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談については、下記の当社お客様相談室窓口までご連絡ください。

< 阪急阪神カードコールセンター >

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号  
電話：06-6375-6488

< お客様相談室窓口 >

〒530-0012 大阪市北区芝田一丁目16番1号  
電話：06-6375-6488（阪急阪神カードコールセンター内）

### 第20条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申し込みをした事実・入会申し込みの際に示された情報は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、STACIAカード会員規約第12条、第13条及び第14条の定めに基づき、必要な範囲内で利用することがあります。

（2020年4月改定）

### <STACIAカード会員特約>

#### 第1条（クレジットサービスが含まれる場合）

本カードの機能としてクレジットサービスが含まれる場合、会員は、以下の各号についてあらかじめ承認するものとし

# 「STACIA」ポイントプログラム規定

ます。

- (1) 当社が本カードの会員管理業務（入会・発行及び再発行処理業務、紛失・盗難処理業務、退会処理業務等）をクレジットサービスに関するサービス提携先と共同又は分担して実施すること。
- (2) 本規約等に定めのない事項についてはクレジットサービスに関するサービス提携先の会員規約・規定・特約が適用されること。

## 第2条（IC定期サービスが含まれる場合）

会員は、本カードの機能としてIC定期券のサービスであるPiTaPa定期サービス（以下「定期サービス」という）が含まれる場合、定期サービスの利用に関する利用日時、利用区間等の情報については、PiTaPa会員規約に基づいて株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という）から情報提供された加盟社局（定期サービス区間において当社がSTACIAカード会員規約第10条の付帯サービスを提供するために契約を締結し、当該付帯サービス提供の対象となる社局として当社が公表している社局）を通じて、当社が取得、保有、利用することにあらかじめ同意するものとします。

## 第3条（クレジットサービスが含まれない場合）

本カードの機能としてクレジットサービスが含まれない場合、会員は、当社が本カードの会員管理業務（入会・発行及び再発行処理業務、紛失・盗難処理業務、退会処理業務等）をカード発行において提携しているPiTaPa機能を提供するスルッとと共同又は分担して実施することについてあらかじめ承認するものとします。

## 第4条（ICチップを利用したサービスが含まれる場合）

会員は、本カードに搭載されたICチップを利用したサービスの内、スルッとが提供するPiTaPa機能及び付帯サービスやクレジットサービスを除いたサービス（以下「その他サービス」という）が含まれる場合、別途定めるその他サービスの規約・規定・特約等に従うものとします。

## 第5条 削除

### 第6条（年会費が必要な場合）

1. 会員は、当社が定める年会費（家族会員の有無・人数によって異なることがあります）がある場合には、当社に対して所定の方法にて毎年支払うものとします。
2. 支払額、支払期日等の年会費に関する内容は、原則として入会手続き時及びカード送付時に案内するものとします。なお、支払期日に年会費が支払われなかった場合には、翌月以降に年会費を請求する場合があります。
3. すでに支払い済みの年会費は、理由の如何を問わず、返却しません。

(2016年4月改定)

## 第1条（当社のポイントサービス）

1. 本規約等に従って当社が提供する『「STACIA」ポイントプログラム』（以下「ポイントプログラム」という）により進呈されるポイントを、「Sポイント」（以下「ポイント」という）といいます。
2. 会員毎の使用可能ポイントの総数（以下「使用可能ポイント」という）、ポイントの増減、その他ポイントに関する管理等は、ポイントプログラムを管理運営するコンピュータシステム管理センター（以下「管理センター」という）において行うものとします。
3. 使用可能ポイントは、原則として、第2条により進呈されたポイントの総数から第3条のポイント景品交換数を差し引いたポイント数とします。但し、ポイント進呈後、管理センターでポイント数の更新が行われるまでの期間は、ポイント進呈が使用可能ポイントに反映されない場合があります。なお、ポイントを換金することはできません。

## 第2条（ポイント進呈）

1. 会員は、以下の各号に定めるポイント進呈を受けることができます。またポイント進呈は会員単位での利用に対して行い、会員の口座単位で集計されます。
  - (1) 当社が定める規定等に従い、購入する商品・サービス等のご利用金額等に応じて提供されるポイント。
  - (2) 当社並びに『「STACIA」ポイント優待店』で所定の方法により提供されるポイント。
2. 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、『「STACIA」ポイント優待店』においてポイントプログラムの利用ができないことがあることをあらかじめ承認するものとします。
  - (1) カードに破損、毀損、故障その他の異常が認められる場合。
  - (2) カードに偽造、変造その他不正のポイントが格納されていた場合、又はそのおそれがある場合。
  - (3) 会員が本規約等に違反した場合、又はそのおそれがある場合。
  - (4) 前各号の他会員によるポイントプログラムの利用を当社が不相当と認めた場合。
  - (5) ポイント端末機および管理センターに障害が発生し、ポイントプログラムに必要な処理を行うことができない場合。

## 第3条（ポイント景品交換）

1. 会員は、当社所定の方法により、ポイント景品交換の申し出およびポイント景品交換を行い、当社が提供する景品・サービス等に交換することができるものとします。
2. 申し出の際に、ポイント景品交換の申請数が使用可能ポイントを超えている場合は、第4条の使用可能ポイント照会の後、改めてポイント景品交換を行うものとします。また、景品・サービス等のポイント景品交換の申請数を超過してポイント景品交換をすることはでき

## ペルソナの個人情報の取り扱いに関する特約

ません。

- 第1項および第2項のポイント景品交換の対象となる景品・サービス等については、別途当社が指定します。

### 第4条（使用可能ポイント照会）

会員は、当社所定の方法により使用可能ポイント数を確認することができます。

### 第5条（買上商品の返品時の処理）

- 買上商品を返品する場合には、カードおよび買上時のレシートを提示する等、当社所定の方法によるものとします。
- 買上商品を返品した場合には、当該返品商品利用時にすでにポイント進呈された相当分のポイントを減算させていただく場合があります。なお、ポイント景品交換により景品・サービス等に交換された後に買上商品を返品した場合は、ポイント景品交換による景品・サービス等の返還を当社が請求する場合があります。

### 第6条（ポイント景品交換の取消）

会員は、当社所定の方法によりポイント景品交換として申し入れた景品・サービス等の供与が行われた後に、取消・返品は行えないものとします。

### 第7条（ポイントの有効期限）

ポイントの有効期限は当社が定める有効期間とします。有効期限内にポイント取引が行われなかった場合、使用可能ポイントは全て失効するものとします。

### 第8条（他ポイント提供事業者とのポイント交換）

会員は、ポイントを他のポイント提供事業者が会員に提供する他のポイントと交換できる場合があります。但し、ポイント交換に関しては、当社および他のポイント提供事業者所定の方法に従うものとします。

### 第9条（複数枚カードのポイント）

会員は、何らかの事由により、ポイントプログラムを有するカードの複数枚貸与を受けた場合であっても、原則として、これらのカードの使用可能ポイントを任意の1枚のカードに合算することはできません。

### 第10条（本規定の改定）

民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規定を改定することができます。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたいうで、会員に対して当該改定につき通知又は公表します。（公表はインターネットの当社ホームページ <https://stacia.jp/> で行います。）

### 第11条（ポイントプログラムの終了）

ポイントプログラムを終了する場合は、当社は6ヵ月前までに会員に通知します。ポイントプログラム終了のその日から、ポイント進呈は中止となります。

（2020年4月改定）

## 第1条（個人情報の収集、保有、利用）

- ペルソナ STACIA アメリカン・エクスプレス・カードに関する特約第3条1項の定めによりペルソナ STACIA アメリカン・エクスプレス・カード発行を認められた方（以下「会員」といいます。）および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」といいます。）は、株式会社ペルソナ（以下「ペルソナ」といいます。）が、会員管理および会員に対する各種サービスの提供等の事業活動を運営するために、必要な保護措置を講じたうえで、以下の会員等の個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を収集し、利用することに同意します。
  - 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先等、会員等が入会申込時および会員が変更を届け出た事項および申告した事項（以下「属性情報」といいます。）。)
  - 入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と契約内容に関する事項。
  - 商品名（阪急百貨店及び阪神百貨店利用分のみ）、支払区分、利用日、利用金額等、カードの利用内容に関する事項。（以下「利用情報」といいます。)
  - カードの発行・管理のための事項。
    - 申し込みに対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
    - カードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
    - 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
    - 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。
  - 商品やサービス、あるいは会員特典に関わる情報等に関してのアンケート等お答えいただいた事項。
- 会員は、サービス提供契約に基づきペルソナと個人情報提供に関する契約を締結した株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」といいます。）を含む H2O リテイリンググループ各社が、以下の目的に必要な範囲において属性情報、利用情報および前項(2)を共同利用することに同意します。ただし、利用情報は、H2O リテイリンググループ各社が直接収集した利用情報に限るものとします。共同利用に関わる個人情報の管理について責任を有するものは、ペルソナ（お問い合わせ窓口・お客様相談室（本特約末尾記載））とします。なお、H2O リテイリンググループ各社の社名につきましては、本特約末尾記載のエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の URL をご覧ください。
  - 会員に対し、阪急阪神百貨店を含む H2O リテイリンググループ各社の商品やサービス、営業案内あるいは会員特典に関わる情報や物品などを提供するため。ただし、会員は、本項の営業案内の送付停止または再開の申請を、ペルソナに対して行う



ことができます。

- (2) 阪急百貨店及び阪神百貨店での利用内容に関して、阪急阪神百貨店から会員に連絡する必要が生じた場合に連絡を行うため。
  - (3) 市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。
3. ペルソナは、ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含む H2O リテイリンググループ各社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発のための市場調査および統計分析を目的として、利用情報を利用することができるものとします。
4. ペルソナおよび H2O リテイリンググループ各社は、第 2 項または第 3 項により利用する個人情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護に十分な注意を払うとともに、当該個人情報を、第 2 項または第 3 項のいずれかの該当する条項に定める目的以外には使用しないものとします。
5. 会員は、業務委託に関し、以下の各号についてあらかじめ異議なく承認するものとします。
- (1) ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含む H2O リテイリンググループ各社が、各々個人情報提供に関する契約を締結した委託先に対して、次の業務を委託すること。
    - ①第 2 項 (1) および第 4 条第 1 項 (1) に定める宣伝印刷物など送付物などの営業案内業務。
    - ②カードの情報処理などのコンピュータ事務およびこれらに付随する事務等の業務。
  - (2) ペルソナおよび阪急阪神百貨店を含む H2O リテイリンググループ各社が、前号の業務委託に必要な範囲内で、会員に関する属性情報を委託先に預託すること。

## 第 2 条 (個人情報の開示、訂正、削除)

会員等は、ペルソナに対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。ペルソナに開示を求める場合には、本特約末尾記載のお問い合わせ窓口にご連絡ください。開示手続きの詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、ペルソナ所定の方法（インターネットのホームページへの常時掲載等）によってもお知らせしております。

万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、ペルソナはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

## 第 3 条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

ペルソナは、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、また第 1 条に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。なお、第 1 条第 2 項 (1) および第 4 条第 1 項 (1) に定めるペルソナおよび阪急阪神百貨店を含む H2O リテイリンググループ各社からの営業案内に対する中止のお申し出があっても、入会を断ること

や退会の手続きをとることはありません。

## 第 4 条 (営業活動等の目的での個人情報の利用等)

1. 会員は、第 1 条第 1 項に定める利用目的に加え、ペルソナが以下の目的のために個人情報 (H2O リテイリンググループ各社が直接収集したものでない利用情報を除く) を利用することに同意します。
  - (1) ペルソナおよびペルソナが提携するサービス提供会社の特典、商品、サービス、営業案内等の送付のため。ペルソナが提携するサービス提供会社につきましては、本条末尾記載のペルソナ URL をご覧ください。
  - (2) 市場調査、商品開発、リニューアルなどのためのマーケティング活動のため。
2. 会員は、前項 (1) の各種案内の送付停止または再開の申請を、ペルソナに対して行うことができます。送付停止等に関する問い合わせ先は本条末尾記載のお問い合わせ窓口とします。ただし、ご利用代金明細書送付時およびカード送付時に同封されるパンフレットその他案内物およびカード利用に関わる重要な案内物については、送付停止の対象にはなりません。

<ペルソナのお問い合わせ窓口>

個人情報の開示、訂正、利用中止のお申し出については、下記にご連絡ください。

株式会社ペルソナ お客様相談室

電話 06-6373-2600

URL : <https://www.persona.co.jp>

<共同利用先>

株式会社阪急阪神百貨店

URL : <https://www.hankyu-hanshin-dept.co.jp>

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

URL : <https://www.h2o-retailing.co.jp>

(2020 年 4 月改定)

# アメリカン・エクスプレスのカード会員規約

会員規約ならびに個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項をよくお読みいただき、それらを契約内容とすることに同意の上で、カードをご利用ください。

## 第1章 一般条項

### 第1条 (カードおよび会員)

- 「カード」とは、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます。)が発行するカードをいい、次のカードおよびカードの表面に提携金融機関・提携会社などの名称を付したアメリカン・エクスプレスのカードを含みます。
  - センチュリオン®・カード
  - プラチナ・カード®
  - アメリカン・エクスプレス®・ゴールド・カード
  - アメリカン・エクスプレス®・カード
  - アメリカン・エクスプレス®・ブルー
  - アメリカン・エクスプレス®・スカイ・トラベラー・カード
  - アメリカン・エクスプレス®・スカイ・トラベラー・プレミア・カード
- 「基本カード会員」とは、本規約を承認の上、当社にカードの申込みまたはこれに準ずる行為をし、当社が入会を認めた個人をいいます。当社は、基本カード会員に対し、1枚または複数のカードを発行し、貸与します。基本カード会員は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。基本カード会員が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。
- (1)「家族カード会員」(本条第1項(1)(2)(5)のカードにおける「追加カード会員」を含むものとし、基本カード会員がその代理人として指定した者であって、自ら家族カード会員になることに同意し、当社が入会を認めた個人をいいます。
  - 基本カード会員は、家族カード会員に対し、当社が家族会員用に発行したカード(以下「家族カード」といいます。)を基本カード会員の代理人として使用する権限を与えるものとし、家族カード会員は、基本カード会員の代理人として家族カードを使用するものとし、当該代理権授権の無効・取消し・撤回等は、第17条に定める退会手続が完了した場合を除き、当社に主張できないものとし、
  - 基本カード会員は、家族カード会員による家族カードの使用状況等を管理するものとし、家族カード会員による家族カード使用により発生する債務その他家族カードに関して発生する一切の債務の責任を負うものとし、また、家族カード会員は、当社が家族カードの使用状況等を基本カード会員に対し通知することを承諾するものとし、
  - 基本カード会員は、家族カード会員に対し本規約を遵守させるものとし、家族カード会員が本規約に違反した場合には、当社に対して一切の責任を負うものとし、
- 「会員」とは「基本カード会員」および「家族カード会員」をいいます。会員と当社との間の契約は、当社が入会を認めた時に成立します。

- 「カード利用代金等」とは、カードを利用して行った商品もしくは権利(以下「商品等」という。)の購入または役務の提供等を受けることに係る代金、通信販売に係る金額、年会費その他の料金または手数料およびこれらに課せられる消費税をいいます。

### 第2条 (カードの貸与および利用)

- カードは、当社が発行し基本カード会員に貸与するもので、当社が所有権を有します。カードの表面または裏面には会員氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード等(以下「カード情報」といいます。)が印字または刻印されます。会員は、カードの貸与を受けたときは直ちにカード裏面の所定の欄に自署するものとします。
- 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を管理、使用するものとします。カードは、カード表面にその氏名が印字または刻印されカード裏面に署名した会員本人だけが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡または質入れしてはならず、その他当社の所有権を侵害することはできません。また、会員は、カード情報を他人に使用させることはできません。
- 会員は、カードの表面もしくは裏面に刻印されているカード有効期間の終了後、会員資格が一時停止されている期間、会員が退会した後、または会員資格が取り消されもしくはカードが無効とされた後は、カードを利用することはできません。
- 当社は、第18条に基づく会員資格の一時停止および取消のほか、当社が指定する国または地域におけるカードの利用をいつでも中止または停止することができます。

### 第3条 (暗証番号)

- 会員は、カード利用に必要な暗証番号を、当社に登録するものとします。会員からの登録がない場合、または、会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。会員の暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続に従っていただきます。会員は、暗証番号を登録するに際し、生年月日、電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は使用しないものとし、
- 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。会員は、暗証番号を他人に開示等してはならず、また、暗証番号を他人に使用させることはできません。
- 会員は、別途当社が定める手続に従い、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続が必要となります。

### 第4条 (カードの機能および付帯サービス・特典)

- 会員は、カードの有効期間中、本規約の規定その他当社が定める方法および条件に従いカードまたはカード情報を使用することにより、本規約第2章(ショッピング条項)に定める機能およびその他当社が設定する機能を利用する

- ことができます。
2. 会員は、当社または提携会社が提供するカード付帯サービス・特典を、当社が別途定めるところに従い、利用することができます。ただし、会員は、退会し、または、その会員資格が取り消された場合には、付帯サービス・特典を利用する権利(既に取得した付帯サービス・特典に基づく権利行使を含む。)を失います。
  3. 当社は、必要と認めた場合には、前項の付帯サービス・特典の内容の変更、または、提供の一部もしくは全部の中止をすることができるものとします。

#### 第5条 (年会費等)

1. 会員は、保有する各カードにつき、当社所定の年会費を当社にお支払いいただきます。当社の責に帰すべき事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、一旦お支払いいただいた年会費は返還いたしません。
2. 会員はカードの入会に当たり、当社所定の入会金を当社にお支払いいただく場合があります。一旦お支払いいただいた入会金は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第6条 (カードの紛失・盗難、偽造等)

1. カードの紛失、盗難、カード情報の漏えい等により他人にカードを不正使用された場合、または発行時・更新時等これを通常受け取るべき時に届かないことに気づいた場合には、会員は、直ちに最寄りの当社の営業所(海外においてはアメリカン・エクスプレスの営業所)にその旨を届け出るものとします。この場合には、会員は、最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出した上、その警察署より交付される届出の受理を証明する文書または受理番号その他警察署への申告等を行ったことを示す書類として当社が認めるものを当社に提出するものとします。この他、会員は、不正使用者の発見および損害の防止軽減に必要な努力をし、当社または当社の契約する保険会社の指示に従って必要な手続を行い、その調査に協力するものとします。
2. 基本カード会員は、カードおよびカード情報の管理責任が会員にあることを踏まえ、承諾したと否にかかわらず会員本人以外の者によるカードの利用またはカード情報の使用(本条において「不正使用」といいます。)が会員本人による使用とみなされて処理されることをあらかじめ承諾し、不正使用から生じたカード利用代金等をすべて支払うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、カードの紛失、盗難またはカード情報の漏えい等などについて本条第1項の届出がなされた場合においては、その届出が当社が受け取った日から遡って60日目以降に生じたカードの不正使用については、基本カード会員は、支払責任を負わず、既に支払った不正使用によるカード利用代金等相当額は当社が補てんするものとします。ただし、次の場合はこの限りでないものとします。

- (1) 会員の故意または重大な過失に起因する場合。
  - (2) 会員の家族、同居人もしくは留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者がカードを紛失し、これを不正使用もしくは窃取した場合、またはこれらの者がカードの紛失、不正使用もしくは盗難に関与した場合。
  - (3) 会員が第2条第2項に違反して他人にカードを利用させ、もしくは他人にカード情報を使用させた場合、または、会員のカードもしくはカード情報の管理状況等に第2条第2項に違反する過失があった場合。
  - (4) その他会員による本規約に違反する行為に起因して不正使用が生じた場合。
  - (5) 会員が当社もしくは保険会社の行う被害状況調査等に協力しない場合、または当社もしくは保険会社が必要と判断する書類を提出しない場合。
  - (6) カード利用に際し、会員の暗証番号が使用された場合(ただし、会員の暗証番号の管理状況等を踏まえて、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除きます。)
  - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する場合。
4. 偽造カードの使用に係る債務については、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失がない場合には、基本カード会員は、支払の責を負わないものとします。なお、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務については基本カード会員が支払の責を負うものとします。

#### 第7条 (届出事項の変更)

1. 会員は、その住所、氏名、電子メールアドレス等の連絡先、勤務先、職業、カード利用代金等の指定支払口座または支払方法その他当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出がなかった場合においては、このために当社からの送付物その他の通知の到着が遅れ、またはこれらが到達しなくても、当社は、会員宛てに通常到達すべきときに届いているものとみなします。ただし、前項の届出を怠ったことにつき、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第8条 (カードの更新・再発行)

1. 会員から更新カードの発行を希望しない旨の通知がない場合において、当社が引き続き会員として適格と認めるときには、カード表面または裏面記載の有効期間が満了するまでに更新カードを発行します。
2. 会員は、カードの紛失・盗難、破損等の場合は、当社が別途定める手続に従い当社にカードの再発行を申し込み、当社が認めた場合に再発行を受けることができます。また、当社は、カード情報の管理等の業務上の必要が生じた場合は、会員番号の変更および会員に貸与するカードの再

発行ができるものとします。なお、カードが再発行される場合には、カード番号・有効期間が変更されます。また、基本カード会員および家族カード会員に貸与されたカードのうち一枚につきカード番号の変更・再発行がされる場合、他のカードについてもカード番号の変更・再発行がされることがあります。

## 第2章 ショッピング条項

### 第9条 (加盟店でのカードの利用)

1. 会員は、カードを利用して、当社、当社の関連会社、または提携会社が指定する国内外のアメリカン・エクスプレス・カード取扱加盟店(以下「加盟店」といいます。)で商品等の購入、役務の提供等を受けることができます。会員は、加盟店でカードを提示して使用する際、加盟店の指示に従い、カード利用料金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、会員がカード利用の意思を明確にして行う次の各号の取引等については、会員の署名または暗証番号の入力のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。
  - (1)電話、郵便、インターネット等を通じて行う通信販売等の取引。
  - (2)当社と加盟店との取決めに、売上票への会員の署名を省略する取引。
  - (3)その他当社が随時定め、会員に告知する取引。
2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、カード番号・有効期限等を加盟店に事前に登録することにより、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用料金等の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、カード番号・有効期間等が変更されもしくは退会・会員資格取消し等によりカードが無効となったときには、その旨を加盟店に通知の上、決済手段の変更手続を行うものとします。会員がカード無効情報の通知手続を怠った場合には、退会・会員資格取消し等によりカードが無効となった後であっても登録されたカードによって決済がなされる場合があり、会員はその利用料金等の支払の責を負うものとします。なお、会員は、当社から一部の加盟店(その決済代行機関等を含む。)に対して、会員に代わり、カード番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. カードは、会員が個人的に消費するための商品等の購入または役務の提供等を受けることでの決済に通常利用するものであって、転売または換金目的で利用することはできません。この他、過去の商品等の購入または役務の提供等に係る債務の精算にカードを利用することはできません。
4. カードによる物品等の購入またはサービスの提供の受領を取り消す場合は、当社所定の手続によるものとします。また、その払戻しは当社を通じてこれを行い、現金等での

払戻しはいたしません。

5. 会員によるカード利用には、原則として、当社(当社が業務委託する者を含みます。本項において同じ。)の承認が必要となり、加盟店は、当社に対して取引内容や利用金額等の情報提供をした上で利用承認に関する照会を行います。また、会員は、(1)第三者によるカードの不正利用を防止する目的等のため、当社が利用承認を保留することがあること、および(2)会員本人の利用であることを確認するため、会員に対して直接、電話、Eメール、SMS等の方法により連絡をして、本人確認・利用確認の手続等することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
6. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1)当該加盟店から直接または第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、(2)会員からの委託に基づいて当社が立替払いをするものについて、あらかじめ承諾します。また、会員は、上記(1)の譲渡に際し、加盟店に有する一切の抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他抗弁を含むがこれらに限られません。ただし、「ペイフレックス特約」第7条および「ボーナス一括払い・分割払い特約」第7条の支払停止の抗弁を除きます。)を主張しないことを、あらかじめ承諾するものとします。

### 第10条 (カードにより加入する保険)

1. カードを利用して保険(当社を代理店とするもの。共済を含む。以下同じ。)に加入する場合、会員は、当社が会員のために期日に保険会社に対して保険料の支払をすることを了承するとともに、別段の合意あるときを除いて第13条に定めるところに従って当社への支払をするものとします。
2. カードにより加入した保険の継続を中止しようとするときは、会員はその旨文書により当社またはその保険の引受保険会社に申し出るものとします。
3. カードが退会その他により失効した場合または第13条に定めるところに従って当社への支払が行われない場合には、当社は保険会社に対する保険料の支払を中止することができるものとし、保険料の支払が中止されたときはその保険は解約扱いとなります。この場合、継続可能な保険について会員が継続を希望するときは、継続に必要な手続は会員において直接保険会社との間でとっていただきます。
4. 会員は各保険加入申込みの条件に定める諸条項および本規約の諸条項に拘束されるものとします。
5. 当社は保険業法その他関連法令を遵守し、会員の代理人または受託者としてではなく、保険会社・共済の代理人として、会員向けの保険会社・保険商品・共済を選定しております。保険会社・共済から当社に対して、保険会社・共済の定める料率に基づき代理店手数料・代理所手数料が支払われます。また、一部の保険商品については、国外の

当社の関連会社が再保険を引き受け、再保険収益を得る場合もあります。会員向けの保険商品・共済の選定にあたっては、このような保険会社・共済との間の取り決めを考慮する場合があります。かかる保険商品・共済への加入は任意です。

#### 第 11 条 (加盟店との紛議)

1. 当社は、カードの利用拒絶等の加盟店の措置または加盟店が引き渡しもしくは提供する商品等もしくはサービスが会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない場合であっても、その不適合について責任を負いません。会員がカードにより購入しまたは提供を受けた商品等またはサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決するものとします。紛議の解決の有無にかかわらず、会員は、当社に対してそのカード利用代金等の支払の責任を負います。
2. 会員は、加盟店に対し、見本、カタログ等により購入した商品等または提供を受けたサービス等に関し、引き渡された商品等またはサービスが見本、カタログ等と相違している場合には、会員と加盟店との契約に基づいて、商品の交換またはサービスの再提供を申し出るか、または当該売買契約の解除もしくはサービス提供契約の解除ができるものとします。

#### 第 12 条 (カード利用代金等の支払区分およびカードの利用可能枠)

1. 加盟店でのカード利用代金等の支払区分は、1回払いとします。ただし、特約の適用がある場合はその限りではありません。
2. カードの利用可能枠は、お申込みの内容、ご利用実績その他の事情に応じ当社が審査、決定した額とし、その時々状況に応じ変動します。
3. 会員は、前項の利用可能枠を超える利用についても当然にその支払の責を負うものとします。

### 第 3 章 カード利用代金等の支払

#### 第 13 条 (カード利用代金等の支払)

1. 基本カード会員は、本人および家族カード会員の各カードについて生じた一切のカード利用代金等についてその支払の責を負うものとします。
2. 当社は、カード利用代金等を別途定める毎月の所定日に締め切り、各基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。この『ご利用代金明細書』には、家族カードに関して生じたすべてのカード利用代金等も含むものとします。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。
3. 基本カード会員は、カード利用代金等を、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関

の休日の場合は翌営業日とします。)に、基本カード会員指定の支払口座からの自動振替の方法により支払うものとします。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。

4. 前項の規定にかかわらず、基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社の指定する銀行口座への振込による方法に代えることができ、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。基本カード会員は、当社指定の口座への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとします。
5. 基本カード会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとします。

#### 第 14 条 (外貨建てのカード利用代金等の円換算等)

1. カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、American Express Exposure Management Ltd (以下「AEEML」)が日本円に換算します。この換算は、アメリカン・エクスプレスにおけるカード利用代金等の処理日に行われ、当該カード利用代金等のアメリカン・エクスプレスへの提出時期により実際のカード利用日と異なることがあります。
2. 前項の円換算に際しては、カード利用代金等が米ドル以外の外貨建てで生じた場合には、米ドルを介しての円換算、すなわちカード利用代金等を一旦米ドルに換算後これを円換算します。また、カード利用代金等が米ドル建てで生じた場合には、直接円換算します。法令により特定の換算レートの適用が義務付けられている場合、または協定もしくは現地の慣例により当該カード利用代金等に関して特定の換算レートが使用される場合を除き、AEEMLによる円換算に際しては、AEEMLが日本国外で所有し管理するアメリカン・エクスプレス財務システムを利用し、換算日の前営業日における主要な外国為替相場情報から選択した銀行間レートを基に、2%の外貨取扱手数料を加えた(ただし、米ドルを介しての円換算の場合、当該手数料が重複して課せられることはありません。)換算レートを使用するものとし、会員はこれに理解・同意するものとします。この外貨取扱手数料はAmerican Express Travel Related Services Company, Inc. もしくはその関連会社の収益となります。なお、カード利用代金等がアメリカン・エクスプレスに提出される前に第三者により換算される場合、適用される換算レートは当該第三者が決定するものとします。

- ①外貨建てのカード利用が取り消された場合の取消されるべき金額の円換算、および②付加価値税の還付金の円換算は、当該カード利用の取消処理がアメリカン・エキスプレスで行われる処理日を換算日として、前2項の規定に準じるものとします。
- 前3項の規定にかかわらず、一部の海外加盟店でのカード利用に際して、加盟店から外貨建ての利用金額とともに、加盟店が独自に定めるレートにより換算した円建ての利用金額の提示がある場合において、会員が円建ての利用金額によることを選択したときは、当該円建て金額をカード利用代金等として請求します。なお、かかる場合において、会員が当該カード利用を取り消した場合、取消金額は外貨建てで生じることがあり、その場合取り消すべき金額の円換算は前3項に従います。

#### 第15条(遅延損害金その他カード利用代金等の支払の過不足の処理)

- 会員が、第13条第3項および第4項に規定する支払期日にお支払いいただけなかった場合は、お支払いいただくべき金額に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、または本規約に基づき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済に至るまで、実質年率14.6%の遅延損害金を年365日(うるう年は366日)の日割計算で請求させていただきます。
- 会員が本規約に基づく支払を怠り、当社の催告に応じないときは、会員は、当社との措置に服するものとし、当社が法的手続に要した一切の費用(弁護士費用を含むもの)とします。)を負担していただきます。
- お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りない場合、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、会員は、異議のないものいたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。ただし、ペイフレックス特約第7条に基づく支払停止の抗弁に係る充当については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。
- 当社は、会員の加盟店でのカード利用の取消しその他原因の如何を問わずカードについて過払い状態が生じた場合、当該差額につき基本カード会員の当社に対する期限到来前または将来発生する債務に充当することができるものとします。ただし、基本カード会員から振込返金の依頼があった場合は、当社はそれに従うものとします。

### 第4章 その他

#### 第16条(期限の利益の喪失)

- 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額(全ての支払区分に係るカード利用代金等を含む。)を支払うものとします。

- (1)支払期日にカード利用代金等の支払を一回でも遅延した場合。ただし、特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合を除く。
  - (2)特約に基づくペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合であって、当社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。特約に基づいてペイフレックス、ボーナス一括払いまたは分割払いを利用して購入した商品等について、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合。
  - (3)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払を停止した場合。
  - (4)差押、仮差押、仮処分の上立てまたは滞納処分を受けた場合。
  - (5)会員または会員の経営する会社が破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更正その他裁判上の倒産処理手続の上立てを受けた場合、または自らこれらの上立てをした場合。
  - (6)会員が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。
- 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社からの請求により期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額を支払うものとします。
    - (1)本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる場合。
    - (2)基本カード会員について、相続が開始された場合。
    - (3)会員が当社の発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本条に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じた場合。
    - (4)第18条第1項に基づく会員資格の取消しがあった場合、その他、会員の信用状態が著しく悪化した場合。

#### 第17条(退会)

- 基本カード会員が退会しようとするときは、当社にその届出をするとともに、そのカードを半分に切断して、切断したカードを破棄するか、当社に返却するものとします。また、切断できない場合には当社の指示に従うものとします。家族カードを発行している場合には、家族カード会員も同時に退会となりますので、基本カード会員より家族カード会員に対して退会した旨を通知するとともに家族カード会員のカードも半分に切断して直ちに破棄または当社に返却し、当社に対する支払債務の全額を直にお支払いいただきます。ただし、当社が認める場合は、この規約に定める支払方法によることができるものとします。
- 基本カード会員が家族カード会員のみでの退会の届出を当

社に行く場合は、そのカードの破棄または返却を前項に従って行っていただきます。

- 基本カード会員は、当社に退会の届出をした後も、そのカードおよび家族カード会員のカードに関して生じた一切のカード利用代金等についてその支払の責を負うものとします。

#### 第18条（会員資格の一時停止および取消し）

- 当社は、次の各号に1つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができます。この場合、家族カード会員は、基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 入会申込書記載事項その他、会員が当社に申し出た事項に虚偽の内容があった場合。
  - 会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合、または違反するおそれがある場合。
  - 会員が当社に対する債務の履行を怠った場合（ただし、ペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合においては、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。）。
  - 会員の信用状態が悪化したと当社が認めた場合。
  - 会員が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。
  - 会員が当社から複数のカードを貸与されている場合で、他のカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
  - 入会後相当期間内に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づく取引時確認が完了しない場合。
  - 当社が貸与するカードがマネーローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある場合。
  - 会員の所在が不明となった場合。
  - その他、会員のカード利用またはその利用目的等が適当でないとして当社が認めた場合。現金を取得することを目的として、カードが利用されたと当社が認めた場合を含む。
  - 第13条第3項に定める自動振替による支払いのために必要な決済口座の設定手続きが完了していない場合。
- 当社は、会員資格が取り消された会員の氏名および会員番号を無効番号通知書に掲載し、加盟店に通知することができます。会員資格を取り消された会員は、直ちにカードを半分に切断の上破棄するか、または当社に返却する

ものとします。

#### 第19条（適用法規・合意管轄裁判所）

- カードの発行または使用に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
- 会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地、または当社の日本における営業所、各支店を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第20条（本規約の改定）

- 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生時期を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のウェブサイトへ掲載するほか、必要があるときは基本カード会員に通知する方法その他の相当な方法により周知することによって、本規約を改定することができます。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のウェブサイトへの掲載等を行うものとします。
  - 改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき
  - 改定の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
- 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のウェブページに掲載する方法により基本カード会員に周知した上で（必要があるときには、これに加え基本カード会員に通知する方法その他相当な方法での周知を行うこととします。）、本規約を変更することができるものとします。この場合、会員がかかる周知の後に行うカード使用をもって、変更に対する承諾の意思表示とし、当該意思表示をもって当該会員に対し変更後の本規約が適用されるものとします。

#### 第21条（債権譲渡、契約上の地位の譲渡および提携カード発行の終了）

- 当社は、いつでも、会員に対して事前の通知をすることなく、この規約に基づく債権および契約上の地位を譲渡することができます。
- 当社は、金融機関等の提携会社と提携またはこれに準じる関係の下で発行するカードに関して、当該提携関係等が終了した場合、会員に対して事前に通知した上で、基本カード会員と当社との間の当該提携カードに係る本規約に基づく取引を終了することができるものとします。

#### 第22条（反社会的勢力でないことの表明・確約）

- 会員は、会員が、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。
  - 暴力団
  - 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係企業

- (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6)前各号の共生者
  - (7)テロリスト等(疑いがある場合を含む)
  - (8)その他前各号に準ずると当社が認めた者
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約します。
- (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為

### 第 23 条 (犯罪収益移転防止法等に基づく対応)

1. 会員は、当社が犯罪収益移転防止法および同法に関連するガイドライン等に基づき行う、会員に関する情報や具体的な取引の内容等の確認に関して、以下の事項に異議なく同意します。
- (1)当社から運転免許証その他の資料またはその写しの提示または提出を求められたときは、これに協力すること(当社から追加資料の提示または提出を求められた場合を含みます。)
  - (2)当社からカード利用の取引目的その他の取引内容等の確認を求められたときは、これに協力すること
  - (3)前各号の場合について、当社から提示、提出または回答の期限の指定を受けたときは、正当な理由のない限り、期限内の対応を行うこと
  - (4)前各号の確認に対する会員の回答、具体的な取引の内容、会員の説明およびその他の事情を考慮して、当社がマネーローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カード利用の全部または一部が制限または停止されることがあること
2. 会員は、外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者またはその家族(犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下「外国 PEPs」といいます。)に該当する場合(入会後に該当することとなった場合を含みます。)は、その旨およびその国名と職名を直ちに当社へ届け出るものとします。
3. 会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続が必要な場合、当社の要求に応じこの手続を行うものとし、または日本国外でのカード利用の全部または一部の制限または停止に応じるものとします。

<お問い合わせ・ご相談窓口>

\*商品等のご購入契約についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店にご連絡ください。

\*カード利用代金等のお支払についてのお問い合わせ・ご相談は、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたは

カード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までご連絡ください。

\*アメリカン・エクスプレスのホームページアドレス：  
<https://www.americanexpress.co.jp>

「メンバーシップ・サービス・センター」  
各メンバーシップ・サービス・センターの名称と電話番号は以下の通りです。

アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード会員:

電話:0120-010120

アメリカン・エクスプレス・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード会員:

電話0120-020120

アメリカン・エクスプレス・ブルー会員:

電話03-6625-9100

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話:0120-070979

〒105-6920 東京都港区虎ノ門4丁目1番1号

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)

(2020年11月16日改定)



# ペイフレックス特約

## 第1条 (総則)

1. 本特約はアメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「会員規約」といいます)の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特則を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。
2. 本特約は、次条に定めるペイフレックス登録をされた会員がペイフレックスを利用したときに、会員により承諾されたものとみなされます。

## 第2条 (ペイフレックス登録)

1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます)が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、(1)当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2)あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合(ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします)、(以下(1)(2)あわせて「ペイフレックス登録」といいます)、本特約および会員規約に従い、ペイフレックスを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ペイフレックス登録はカードを特定した上で行います。
2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含む)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のペイフレックス登録を解除し、またはペイフレックスの利用を一時停止することができるものとします。
3. ペイフレックス登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。また、支払方法として会員指定の支払口座からの自動振替の方法をとっている場合に限り認められます。会員が、これらの条件を満たさなくなった場合、ペイフレックスの登録および利用については当社の指示に従うものとします。
4. 会員は、いつでもペイフレックス登録を解除できますが、その場合には、当社からの請求に基づき、ペイフレックス利用代金の未決済残高を一括でお支払いいただきます。

## 第3条 (ペイフレックスの利用)

1. ペイフレックスには、次の二つの方式があり、基本カード会員が事前選択し登録したいいずれか一方の方式のみを利用できるものとします。なお、あらかじめ当社がいずれかの方式を指定して登録しておく場合があります。基本カード会員は、当社が認めた場合、当社所定の手続により、もう一方の方式に登録を変更することができますが、従来の登録に基づき変更前になされたペイフレックスの利用に影響しません。なお、ペイフレックス登録後においては、当社は基本カード会員のEメールアドレス宛てに、当社が必要と認めた場合、締切日等重要事項について通知します。

## (1)ペイフレックス(自動リボ変更方式)

会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用(ただし、加盟店の種類、利用内容の性質等により当社が対象外とするものを除く。次号において同じ。)につき、その金額(カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、会員規約第14条に基づく円換算金額とします。)があらかじめ基本カード会員が所定の方法で設定した金額(以下「ペイフレックス設定金額」といいます。)を超える場合には、当該利用についてリボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。ただし、ペイフレックス設定金額を超えるカード利用であっても、その利用金額が単独で、または、ペイフレックス利用代金の未決済残高があるときにあっては当該未決済残高と合算した金額が、次条に規定するリボルビング払い利用可能枠を超える場合は、当該カード利用はペイフレックスの対象とはなりません。

## (2)ペイフレックスあとリボ(利用後にリボ変更を指定する方式)

会員規約第12条に規定する1回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用につき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに所定の方法で支払区分変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式を言います。

## 第4条 (リボルビング払い利用可能枠)

1. 当社は、ペイフレックス登録に際して、基本カード会員ごとにリボルビング払い利用可能枠を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。
2. 当社は会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時リボルビング払い利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があった場合は、従前の利用可能枠に戻すものとします。
3. リボルビング払い利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のペイフレックス利用代金の未決済残高について適用され、会員は、リボルビング払い利用可能枠を超えない範囲内でペイフレックスを利用できるものとします。なお、リボルビング払い利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。
4. 本条に基づくリボルビング払い利用可能枠に加え、当社が別に定めるボーナス一括払い・分割払い特約に基づくボーナス一括払い・分割払い利用可能枠の設定がされる場合、その総計は割賦販売法に定める上限を超えないものとします。また、会員が複数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定

される場合も同様とします。

用されるものとします。

#### 第5条（ペイフレックス利用代金の支払）

1. ペイフレックス利用代金とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われるカード利用代金等を言います。基本カード会員は、毎月の締切日におけるペイフレックス利用代金の未決済残高に応じて、次次に定める手数料と元本との合計額として、別表(1)の弁済額表の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金(ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその合計額を支払うもの)とします。
2. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ペイフレックス利用代金の未決済合計額が、リボルビング払い利用可能枠を超過した場合、会員はその超える金額を、当社からの請求に基づき、前項の弁済金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。
3. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第15条第3項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものといたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。
4. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第13条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。

#### 第6条（ペイフレックスに係る手数料）

1. ペイフレックス利用代金については、各明細書作成対象期間(前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間)の各日の未決済残高に対して当社が別途定め基本カード会員に通知する実質年率による手数料を年365日(うるう年の場合は366日)の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。
2. ペイフレックス利用代金に対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は別表(2)のとおりです。
3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、随時会員に通知することによって、当該手数料率を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日におけるペイフレックス利用代金の未決済残高および以降の未決済残高に対し適

#### 第7条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、ペイフレックスを利用して購入した商品等について次の事由が存するときは、会員規約第11条第1項にかかわらず、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、カード利用代金等の支払を停止することができるものとします。
  - (1)商品等の引渡しや移転、または役務の提供がなされていないこと。
  - (2)商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵(欠陥)があること。
  - (3)その他商品等の販売または役務の提供に関して、加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続を取るものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をするときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
  - (1)カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
  - (2)第1号に該当しない場合であって、売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く。)であるとき、海外加盟店においてカードを利用したとき等カード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
  - (3)1回のペイフレックス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。
  - (4)会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
  - (5)本条第1項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。
6. 当社がカード利用代金等の残高から本条第1項に基づく支払の停止に係る代金に相当する額を控除して請求したときは、会員は控除後のカード利用代金等の支払を継続するものとします。

<別表>

(1)ペイフレックスにおける残高スライド弁済額表

毎月の締切日におけるペイフレックスのリボルビング未決済残高(円)	①	②
	弁済金(円)	弁済金(円)
100,000以下	3,000	7,000
100,001以上、200,000以下	6,000	14,000
200,001以上、300,000以下	9,000	21,000
以降1,500,000円までは同様に残高10万円迄増加ごとに	3,000円加算	7,000円加算
1,500,001以上、1,800,000以下	60,000	135,000
1,800,001以上、2,100,000以下	75,000	165,000
2,100,001以上、2,400,000以下	90,000	195,000
2,400,001以上、2,700,000以下	105,000	225,000
2,700,001以上、3,000,000以下	120,000	255,000

\*②については新規の提供を中止しています。

\*弁済金は元本返済額および手数料金額の合算です。

(2)ペイフレックス利用代金およびこれに対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を14.9%、会員規約第13条第3項の支払期日を毎月10日、利用残高100,000円に対応する弁済金を3,000円、会員規約第13条第2項の毎月の締め日を各月20日とします。また、A月20日のペイフレックス利用代金の未決済残高を100,000円とし、A月21日から翌B月20日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間B月10日に弁済金3,000円(A月20日までの手数料を449円とし、弁済金にはこれが含まれています)が決済されたとします。

A月21日からB月20日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金は次のようになります。

未決済残高 A月21日からB月9日までの19日間:100,000円  
B月10日からB月20日までの11日間:97,449円  
手数料  $(100,000円 \times 14.9\% \times 19日 \div 365日) + (97,449円 \times 14.9\% \times 11日 \div 365日) = 1,213円$   
弁済金 3,000円  
元本充当分  $3,000円 - 1,213円 = 1,787円$

<法定書面における用語の表記について>

\*会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会(JCA)が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります。

リボルビング払い

標準用語	法定書面における表記		
	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
弁済金、各回の支払金額	毎月の弁済金、ペイフレックス利用代金の弁済金	弁済金額、今回ご請求金額、前回弁済金額	毎月のご返済金額、毎月の弁済金の額
包括信用購入あっせんの手数料、リボ手数料	手数料	手数料、利息	
実質年率	手数料率	基本手数料率	手数料利率(実質年率)、基本手数料率(実質年率)

\*支払停止の抗弁に関する書面(ペイフレックス特約第7条)については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話：0120-070979

(2020年4月1日改定)

# ボーナス一括払い・分割払い特約

## 第1条 (総則)

1. 本特約は、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「会員規約」といいます。)の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特約を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。
2. 本特約は、次条に定めるボーナス一括払い・分割払い登録をされた会員がボーナス一括払いまたは分割払いを利用したときに、会員により承諾されたものとみなされます。

## 第2条 (ボーナス一括払い・分割払い登録)

1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社)(以下「当社」といいます)が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、(1)当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2)あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合に(ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします。)(以下(1)(2)あわせて「ボーナス一括払い・分割払い登録」といいます。)、本特約および会員規約に従い、ボーナス一括払い・分割払いを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ボーナス一括払い・分割払い登録はカードを特定した上で行います。
2. 当社は、必要があると認める場合(カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた場合を含みます。)には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のボーナス一括払い・分割払い登録を解除し、またはボーナス一括払いもしくは分割払いの利用を一時停止することができるものとします。
3. ボーナス一括払い・分割払いの登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。会員が、海外に転出した場合、ボーナス一括払い・分割払い登録およびその利用については当社の指示に従うものとします。

## 第3条 (ボーナス一括払い・分割払いの利用)

会員は、当社の指定する加盟店において、各カード利用の際に当該支払区分による返済方法を加盟店に指定することで、ボーナス一括払いおよび分割払いを利用できるものとします。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。また、当社は、各会員の未決済のボーナス一括払いおよび分割払いの利用件数を制限することができるものとします。

## 第4条 (ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠)

1. 当社は、ボーナス一括払い・分割払い登録に際して、基本カード会員ごとにボーナス一括払いおよび分割払いに共通の利用可能枠を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。

2. 当社は、会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を増額または減額する事ができるものとします。ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申し出があった場合は、従前の利用可能枠に戻すものとします。
3. ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のボーナス一括払い・分割払い利用代金の未決済残高について適用され、会員は、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超えない範囲内でボーナス一括払いおよび分割払いを利用できるものとします。なお、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、利用代金の弁済があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。
4. 本条に基づくボーナス一括払い・分割払い利用可能枠に加え、当社が別に定めるペイフレックス特約に基づくリボルビング払い利用可能枠の設定がされる場合、その総計は割賦販売法に定める上限を超えないものとします。また、会員が複数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定される場合も同様とします。

## 第5条 (カード利用代金等の支払の特則)

1. 会員がボーナス一括払いを利用したカード利用代金等は、毎年8月または1月の約定支払日に一括で支払うものとします。ただし、締日との関係で翌月または翌々月の約定支払日となることがあります。ボーナス一括払いの利用には手数料はかかりません。
2. 分割払いを利用した場合のカード利用代金等の合計は、ご利用代金に別表(1)による分割払手数料を加算した金額となります。また、分割支払金は分割支払金合計を支払回数で除した金額(1円単位の端数は最終回算入)となります。分割払いの支払回数、実質年率、計算方法は別表のとおりとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社は、あらかじめ会員に通知することによって、当該手数料を変更できるものとします。また、加盟店により指定できない支払回数があります。
3. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ボーナス一括払いおよび分割払いのご利用代金が、理由の如何を問わず、ボーナス一括払い・分割払い利用可能枠を超過した場合には、基本カード会員は、その超える金額を一括払いにより支払っていただくものとします。
4. 基本カード会員は、当社が別途定める方法に従い、分割払いに係る債務を一括して返済することができます。この場合、当社は、当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料の請求をせず、基本カード会員は、残元本に相当する額を当社に支払うものとします。
5. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第13条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものと

します。

### 第6条（遅延損害金の特則）

ボーナス一括払いまたは分割払いの場合の遅延損害金は、会員規約第15条第1項にかかわらず、残元金に対し法定利率を乗じた額を超えないものとします。

### 第7条（支払停止の抗弁）

1. 会員はボーナス一括払い・分割払いを利用して購入した商品等について次の事由が存するときは、会員規約第11条第1項にかかわらず、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、カード利用料金等の支払を停止することができるものとします。
  - (1) 商品等の引渡しや移転、または役務の提供がなされていないこと。
  - (2) 商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵(欠陥)があること。
  - (3) その他商品等の販売または役務の提供に関して加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
2. 当社は、会員が前項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所定の手続を取るものとします。
3. 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 会員は、本条第2項の申出をするときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
  - (1) カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。
  - (2) 第1号に該当しない場合であって、売買契約が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く)であるとき、海外加盟店においてカードを利用したときなどカード利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
  - (3) ボーナス一括払い・分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。
  - (4) 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
  - (5) 第1項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。
6. 当社がカード利用料金等の残高から本条第1項に基づく支払の停止に係る代金に相当する額を控除して請求したときは、会員は控除後のカード利用料金等の支払を継続するものとします。

<別表>

(1) 分割払いのお支払回数、お支払期間、手数料率について

支払回数	3	5	6	9	10	12	15	18	20	24
支払期間(月)	3	5	6	9	10	12	15	18	20	24
実質年率(%)	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
利用代金100円 当たりの分割払 手数料の額(円)	2.49	3.76	4.39	6.31	6.96	8.25	10.22	12.21	13.55	16.25

\*上記分割払いお支払回数ごとの手数料額は、ご利用代金100円当たりの分割手数料額を小数点以下2位まで示しており、実際にお支払いいただく金額は、端数処理により、下記お支払例とは若干異なることがあります。

(2) 分割払いのお支払例

利用代金100,000円、10回払いの場合

- ① 分割払手数料 100,000円 × (6.96 ÷ 100円) = 6,960円
- ② 分割支払金合計 100,000円 + 6,960円 = 106,960円
- ③ 分割支払額 106,960円 ÷ 10回 = 10,696円

<法定書面における用語の表記について>

\*会員規約(特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会(JCA)が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります。

ボーナス一括払い・分割払い

標準用語	法定書面における表記		
	会員規約	ご利用代金明細書	登録完了通知
現金価格、利用金額	加盟店でのカード利用代金、カード利用代金、利用代金	ご利用分、元本分ご請求額	
支払総額	分割支払金合計		
支払期間	お支払い期間	お支払い期間	支払い期間
支払回数、分割回数	分割払いの支払回数、お支払い回数	支払分の支払回数、お支払回数	お支払回数(分割払い)
支払分、分割支払額、分割支払金、各回の支払金額		今回お支払金額(お支払月額)、今月ご請求額	
包括信用購入あっせんの手数料/分割払手数料	手数料	手数料、手数料ご請求額	
実質年率	手数料率	年利率、手数料率	分割払い手数料率(実質年率)

## 個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

\*支払停止の抗弁に関する書面(ボーナス一括払い・分割払い特約第7条)については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。

「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」

電話：0120-070979

(2020年4月1日改定)

本同意条項および重要事項は、アメリカン・エクスプレスのカード会員規約(以下「本規約」といいます)の一部を構成します。

### 第1条 (個人情報の収集・保有・利用、提供)

1. 会員および入会申込者(以下「会員等」という。)は、当社が本規約に基づく取引(申込みを含む。以下「本契約」という。)を含む会員等との取引の与信判断および与信後の管理(支払い延滞時の督促および債権譲渡を含む。)ならびに付帯サービスの提供等を目的とし、以下の個人情報を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意するものとします。
  - (1) 所定の申込書等に会員等が記載した会員等の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレスその他の連絡先、勤務先、家族情報、住居状況等(変更の届出があったものを含む。)
  - (2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店での利用に関する情報
  - (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
  - (4) 本契約に関する会員等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴および過去の返済状況
  - (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項、および、会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項
  - (6) 当社または業務委託先が収集した転居先、勤務先、電話番号等の連絡先情報および適法に交付を受けた会員等の住民票、戸籍謄抄本等の情報
  - (7) 官報・電話帳等一般に公開されている情報
  - (8) オンラインによる申込みに関するIPアドレス、インターネットサービスプロバイダー、クッキー、アプリケーションID、その他の申込みを利用される機器、ソフトウェア(OSやアプリケーション等)、通信等の利用状況・利用環境等に関する情報および申込みの時間等の申込み行為に係る情報
  - (9) その他会員等から申告を受け、またはお問合せにより当社が知りえた情報(会員等との間の会話録音による音声情報を含む。)
2. 会員等は、前項に定めるもののほか以下各号の目的のため、当社が個人情報を利用することに同意するものとします。当社の具体的な事業に関しては当社ホームページに掲載してあります。
  - (1) クレジット・カードの基本的機能および付帯サービス等の提供
  - (2) クレジット・カードに関する加盟店との連絡および加盟店管理のため
  - (3) 当社、関連会社または加盟店の事業に関する、郵便、電話、Eメール等の方法による営業案内
  - (4) 当社または関連会社、提携会社の金融商品・サービス等の販売・勧誘
  - (5) 当社が代理店として各保険会社・共済の委託を受けて

- 行う各社の損害保険、生命保険、共済およびこれらに付帯・関連するサービス等の提供のため
- (6) 当社の事業における市場調査、統計作成、商品開発
  - (7) お申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続
  - (8) 各種お問合せ・ご要望に対する対応、サービス向上、および当社からの連絡のため(支払請求に関する連絡を含む。)
  - (9) 当社の法律上の権利行使または義務履行のため
  - (10) 不正利用対策のため
  - (11) その他、対象となる会員等から別途同意を頂いた目的
3. 会員等は、第1項および前項に定めるもののほか、会員等が加盟店の代表者または加盟店である場合には、当社が、本契約に定められた会員等の義務の履行を確認し、本契約に基づいて必要な措置を講じるためおよび加盟店契約で定められた加盟店の義務の履行を確認し、加盟店契約に基づいて必要な措置を講じるために、本条第1項(1)および(2)の個人情報とともに、加盟店申込書に記載された個人情報(代表者氏名、代表者住所、代表者生年月日、電話番号等加盟店が申込時および変更届時に届け出た事項)を利用すること(これらの情報を紐付けて利用することを含みます。)に同意するものとします。
4. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(9)までの個人情報を、以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報は、当社から以下の者に対し提供され、また場合により以下の者から当社に対して提供されることがあります。これらの情報の管理についての責任は、当社が有するものとします。
- (1) 当社が財務・事業の方針の決定を直接間接に支配する会社、ならびに、当社の財務・事業の方針の決定を直接間接に支配している会社、およびかかる会社の共通の支配に服する会社
  - (2) カード面に名称またはロゴマークが付された提携会社
5. 会員等は、以下の場合に、当社が本条第1項(1)および(9)のうち目的達成に必要な最小限の個人情報をそれぞれ以下に記載の者に対して提供し、提供先が利用することに同意するものとします。
- (1) 会員等の依頼に基づく旅行の手配などのために、運送・宿泊機関等および手配代行者(必要な場合に限る。)に対し、個人情報を電磁的方法等で送付することにより提供する場合
  - (2) 会員等の依頼に基づくクレジット・カードの付帯サービス(レストランの予約・ポイントの利用等)の提供のため、サービス提供会社に対し個人情報を提供する場合
6. 本条第2項(3)(4)による同意を得た範囲内で当社が会員等の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、他社への提供を中止する措置をとるものとします。ただし、カードおよびご利用代金明細書に同封される営業案内等の発送はこの

限りではありません。

7. 会員等は、本条第1項(1)および(8)の個人情報について、当社が、与信判断および不正利用対策のため、アメリカ合衆国にある不正検知システムを運営する提供先に提出すること、および、当該提供先の不正検知システムによる検出結果を当社が取得・利用することに同意するものとします。なお、当該提供先は、当社から提出を受けた個人情報を本項に規定された目的を達成した後、消去いたします。

## 第2条 (個人情報情報機関の利用および登録)

1. 会員等(ただし、本条においては家族カード会員を除く。)は、当社が利用・登録する個人情報情報機関について、次の事項に同意するものとします。
- (1) 当社が、会員等との与信取引上の判断のために、当社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報機関」という。)および当該個人情報情報機関(以下「提携個人情報機関」という。)に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、それを利用すること。ただし、加盟個人情報機関および提携個人情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報については、関連法令に基づき、支払能力・返済能力の調査以外の目的に利用しないものとします。
  - (2) 別表に定める登録情報(会員等に係る本人を特定するための情報および本契約に関する客観的な取引事実)が、加盟個人情報機関に別表に定める期間登録されること、ならびに、登録された情報が加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。
  - (3) 前号により、加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、その正確性・最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等、加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲内において、加盟個人情報機関および提携個人情報機関ならびにその加盟会員によって相互に提供または利用されること。
2. 当社が加盟する個人情報情報機関の名称、連絡先等および登録される情報とその期間は別表をご覧ください。また、当社が契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、当該機関に照会・登録する場合には、別途書面等の方法により会員等に通知の上、法令等に基づき所定の対応を行うものとします。

## 第3条 (情報の開示、訂正・削除)

1. 会員等は、当社および加盟個人情報機関に対して、個人情報保護に関する法律の定めるところに従い所定の方法により、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

- (1)当社に開示を求める場合は、本同意条項および重要事項末尾に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
- (2)個人信用情報機関に開示を求める場合は、別表記載の各個人信用情報機関にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第4条（不同意の場合）

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本同意条項および重要事項に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続を取ることがあります。ただし、第1条第2項(3)(4)の取扱いを承認しない場合は、この限りではありません。

#### 第5条（契約の不成立および会員資格取消・退会の場合）

- 本契約が不成立の場合であっても、入会申込みをした事実は、第1条および第2条第1項(2)に基づき、不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 当社は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第1条第1項および第2項(9)ならびに第2条第1項に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

#### 第6条（条項の変更）

本同意条項および重要事項は、当社所定の手続により、法律上認められる範囲内で変更できるものとします。

<別表>

加盟信用情報機関の名称・連絡先等

名称：株式会社 シー・アイ・シー（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

住所：〒110-0014 東京都台東区北の上野1-10-14住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

提携信用情報機関の名称・連絡先等

名称：全国銀行個人信用情報センター

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

#### 登録情報および登録期間

当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況（解約、完済等の事実を含む。）等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

登録情報	登録信用情報機関と登録期間	
	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左欄(2)(3)(4)の登録情報のいずれかが登録されている期間	
(2) 本契約に係る申込みをした事実	当社が照会した日から6か月間	当社が照会した日から6か月以内
(3) 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
(4) 債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内

<お問い合わせ・ご相談窓口>

\*個人情報に関する開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出、その他お問合せは、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までお願いします。

「メンバーシップ・サービス・センター」各メンバーシップ・サービス・センターの名称と電話番号は以下のとおりです。

アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・プレミア・カード会員:

電話:0120-010120

アメリカン・エクスプレス・カード会員およびアメリカン・エクスプレス・スカイ・トラベラー・カード会員:

電話:0120-020120

アメリカン・エクスプレス・ブルー会員:

電話:03-6625-9100

\*アメリカン・エクスプレスのホームページアドレス:

<https://www.americanexpress.co.jp>

(2020年11月16日改定)



## 旅行傷害保険補償規定

### 補償を受けられる人（被保険者）

この保険の補償を受けられるのは、カード会員ご本人様、配偶者様、およびカード会員と生計を共にするご家族(※)となります。

※ご家族とは、カード会員の配偶者、家族カード会員と生計を共にするお子様・ご両親などの親族をさします。親族とは、6親等以内の血族、3親等以内の姻族の方をいいます。

※カード会員様のお子様・ご両親などがお勤めされている場合、生計を共にする家族とならない場合があります。

### 補償される場合

(国内旅行の場合)

国内を旅行中(※1)における、カードでチケットなどをご購入の公共交通乗用具(※2)に搭乗中の事故、ご予約の上、カードで宿泊料金をお支払いになる旨をお伝えになった宿泊施設での宿泊中の火災・爆発による事故、またはカードで購入された宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中(※3)の事故によって傷害を受けられた場合に補償されます。

(※1)旅行中とは

宿泊旅行の目的で、自宅を出発される前にホテル・旅館などの宿泊施設への予約を行った場合をいいます。ただし、日帰り旅行や宿泊施設に事前予約をされない場合でも、カードで公共交通乗用具のチケットをご購入いただいた場合、ご搭乗中の事故については、補償の対象になります。以下のような場合は旅行とはみなされません。

- ・通勤、通学中の事故
- ・日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故など

(※2)公共交通乗用具とは

国内旅行傷害保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。

- ・電子マネーのチャージ代・デビット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、航空機の座席指定手数料、ラウンジ利用料、タクシー代など。

(※3)募集型企画旅行に参加中とは

被保険者が募集型企画旅行に参加する目的をもって企画旅行業者があらかじめ手配した乗車券類等によって提供されるその募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したときまでの期間をいいます。

(海外旅行の場合)

ご旅行前に日本国内にてカードで日本出入国のために時刻表に基づいて運行される国際航空機または国際船舶のチケットやパッケージ・ツアーの料金をお支払いになられた場合、海外旅行を目的にご住居（日本国内）を出発されたときから、ご住居にお戻りになるまで（日本国出国の前日から入国の翌日まで）の最長90日間補償されます。また、日本国内でのカードによ

る購入がなくても、出国後海外ではじめて被保険者が当該旅行中に利用する公共交通乗用具のチケット料金をカード会員がカードでお支払いになった場合も、その購入のときから上記補償期間終了までの間補償されます。

※公共交通乗用具およびチケット料金の定義は国内旅行の場合と同様です。

### 事故に遭われたら

事故の日から遅滞なく下記通知先までご連絡ください。

(注) 保険金のご請求は、「保険金請求書」を入手いただき必要事項をご記入・ご署名のうえ、「クレジットカードのコピー」、「クレジットカードでの航空運賃などの決済を証明する書類（コピー可）」および「健康保険証などコピー（被保険者がクレジットカード会員と生計を共にしていることを証明する書類）」などの必要書類を添えてご提出いただくことが必要です。

<国内での事故通知先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン

0120-234586（通話料無料／9:00～17:00／土日祝休）

（書類のご返送先／引受保険会社内）

〒164-8608 東京都中野区中野 4-10-2

中野セントラルパークサウス 5階

損害保険ジャパン株式会社

本店専門保険金サービス部

<海外での事故通知先>

「グローバル・ホットライン」センターにご一報ください。保険金請求の手続きをお手伝いいたします。「グローバル・ホットライン」センターの電話番号はアメリカン・エクスプレスのウェブサイトをご覧ください。メンバーシップ・サービス・センターまでお問い合わせください。

\*当カードの「傷害死亡・後遺障害保険金」は、同様の保険が付帯された他のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して支払われます。

\*本内容は、概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
国内旅行	<b>傷害死亡保険金 (5,000万円)<sup>※</sup></b>	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額 (注) 死亡保険金の総	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または保険金受取人の故意による傷害。</li> <li>●ケンカや自衛行為、犯罪行為による傷害。</li> <li>●戦争、その他の変乱、核物質の影響による傷害。</li> <li>●国内旅行傷害保険においては、地震・噴火または津波による傷害。</li> <li>●被保険者の疾病、または心神喪失による傷害。</li> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。</li> <li>●無免許・酒酔運転による傷害。</li> <li>●山岳登山、スカイダイビングなど危険な運動による傷害。</li> <li>●旅行前にすでに発生していた事故による傷害。 など</li> </ul>
	<b>傷害後遺障害保険金 (最高5,000万円)<sup>※</sup></b>	急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度 傷害後遺障害保険金 (注) ただし、保険	
	<b>傷害死亡保険金 (5,000万円)<sup>※</sup></b>	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡保険金額 (注) 死亡保険金の総	
	<b>傷害後遺障害保険金 (最高5,000万円)<sup>※</sup></b>	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、またはその機能に重大な障害が残った場合。	後遺障害の程度 傷害後遺障害保険金 (注) ただし、保険	
	<b>傷害治療費用保険金 (最高100万円)<sup>※</sup></b>	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故による傷害のため医師の治療を受けられた場合。	1回の事故・病氣からその日を含め、保険会社が妥当と支払いします。	
海外旅行 (補償の対象となる海外旅行の期間は最長90日となっております)	<b>疾病治療費用保険金 (最高100万円)<sup>※</sup></b>	①海外旅行中または旅行終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始された場合。ただし旅行終了後に発病された場合は旅行中に原因が発生したものに限り、 ②海外旅行中に感染した以下の特定の伝染病(コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫病、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血性熱、ハンタウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフト Valley 熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症)のために旅行終了後30日以内に医師の治療を開始された場合。	<p>①治療・入院となった国際通関り購入費用に (注1) 日本国内機関内での治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者が医療費を支払う費用をお支払いします。</p> <p>(注2) 海外で治療をお支払い (注3) 日本国内にされ、被保険者の制度うかがい (注4) お支払い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または保険金受取人の故意による病氣。</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産およびこれらに起因する病氣。</li> <li>●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。</li> <li>●歯科疾病</li> <li>●旅行前にすでに発病していた病氣。 など</li> </ul>
	<b>賠償責任保険金 (最高3,000万円)<sup>※</sup></b>	海外旅行中に誤って他人を死傷させたり、他人の財物(レンタル業者から被保険者が賃借した旅行用品を含みます)を壊したため、法律上の賠償責任を負った場合。 なお、会員が所有・使用または管理している物の損害に関する損害賠償責任をお支払いできませんが、以下の場合はお支払いします。 (イ) ホテルの客室ならびに客室内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ロ) 住居など居住施設内の部屋ならびに部屋内の動産(ただし、被保険者の居住施設内を除く) (ハ) レンタル業者から契約者または被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品	1回の事故によることによる (注) 賠償金	
携行物品損害保険金 (免責金額 3千円/1旅行中最高30万円/年間限度額100万円)	海外旅行中に被保険者が所有し携行する身の回りの品(カメラ、宝石、衣類など)が盗難、破損、火災などの偶然な事故により損害を受けた場合。 (注) 現金、小切手、クレジットカード、コンパクト・レンズ、各種書類類本、設計書、図案、帳簿、運転免許証、商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等その他これに準ずる物などは対象となりません。	携行物品1個または修繕費のいずれか金額をもって損害・船舶の取壊しについて得費用または被保険者信費を1回の (注) 1回の事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共団体の公権力の行使 (TSA*) など *Transportation Security Administration テロ防止のために機内限りのスーツケースなどが、機内の行儀により開けられた際の損害など</li> <li>●携行品の眠眠または自然の消耗。</li> <li>●携行品の置き忘れ、紛失、または置き忘れの盗難</li> <li>●被保険者本人以外が所有する携行品の損害(借用物や預り品など)</li> <li>●山岳登山やハングライダーなど危険な運動を行っている間の当該運動に用いる用具。</li> <li>●液体の流出。</li> <li>●外来の事故に起因しない電氣的事故。</li> <li>●携行品が居住施設内にある間に発生した事故。</li> <li>●保険の対象の機能に支障をきたさない損害 など</li> </ul>	
	<b>救護者費用保険金 (保険期間中最高200万円)<sup>※</sup></b>	海外旅行中に ①急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます) された場合。ただし被保険者の生死が確認できた後に発生した費用は対象になりません。 ②傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または7日以上継続して入院された場合。 ③病氣により死亡された場合。 ④発病した病氣がもとで旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けていた場合に限り、 ⑤発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院された場合。		現地に赴く、被救者費用発生 ① 捜索救助費 ② 現地および (救護者3名まで) 手続費およびして傷害または

## ショッピング・プロテクション補償規定

カード会員であるあなた（以下「あなた」といいます）には、アメリカン・エクスプレスのカード（以下「カード」といいます）を使って購入した商品（以下「商品」といいます）の偶然な事故による損害について、商品購入日から90日間補償する保険がつきます。ただし、補償額はカード会員1名につき年間最高500万円まで、またこの<ショッピング・プロテクション>全体で年間最高10億円が限度となっています。補償内容は損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます）とアメリカン・エクスプレス・インターナショナル、Inc.（以下「アメリカン・エクスプレス」といいます）が締結した保険契約によりますが、以下その主な内容をご案内します。

### 補償を受けられる人

この保険によって補償を受けられるのは、日本円で支払いをされるすべてのアメリカン・エクスプレスのカード会員の方がたです。また、あなたが商品を他の方にギフトとして贈られた場合も、この保険契約に基づく補償の対象となります。（ご注意）この保険は、商品についての他の保険、共済等（以下「他の保険、共済等」といいます）でカバーされない部分を補償することを目的としています。商品に損害が発生したとき、請求が可能な他の保険、共済等がある場合は、まずそちらにご請求くださると同時に、アメリカン・エクスプレス・保険ホットラインまでご通知ください。他の保険、共済等からの回収金額が損害額に満たない場合、この保険はその差額を保険契約の内容に基づき支払います。

### 特典の譲渡禁止

この保険によりあなたが受ける特典は、損保ジャパンの書面による事前の承諾なしには他人に譲渡できません。損保ジャパンの承諾なしに譲渡が行われた場合は、この保険によるすべての補償は無効となります。

### 補償期間

この保険は、あなたが商品をカードで購入された日からその日を含めて90日以内に生じた損害について有効です。また、この購入が上記の保険期間内になされたものであれば保険期間終了後であっても、購入日から90日間の損害については補償されます。なお、商品を発送などにより受領する場合は、受領した時から90日間の損害について補償されます。

### 補償の限度

損保ジャパンが補償する金額は、あなたがカードで購入された商品の代金で、カード代金請求書あるいは購入店の領収書に記載された金額が限度となります。また、修理可能な損害については、商品購入代金を限度として修理代金実費が補償額となります。あなたが商品の代金の一部のみをカードを使って支払われた場合は、損保ジャパンの補償する金額は、その商品の代金に対するカードによる支払額の割合を乗じた金額となります。一対あるいは一組のものか

らなっている場合は、それらが単独では使用不可能あるいは交換不可能でない限り、損害部分の価値を超えては補償されません。ただし、いずれの補償でも1回の事故について1万円の免責が適用されます。

### この保険による補償の対象とならない主な場合

- (1) 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
  - a. 会員または保険金を請求する方の故意
  - b. 台風、豪雨などによる洪水などの水災、もしくは地震に起因する損害
  - c. 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違法行為に起因する損害
  - d. 通常の使用による損耗損傷、核燃料物質による汚染、商品のかし（いわゆる不良品）に起因する損害
  - e. 置き忘れ、紛失に起因する損害
  - f. 運送中の破曲損
  - g. 保険の目的の平常使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の目的ごとに、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- (2) 次に掲げる物は、補償の対象になりません。
  - a. 現金、有価証券、預貯金証書、旅券、印紙、切手、乗車券などあらゆる種類のチケット、その他これらに類するもの
  - b. 動物および植物などの生物
  - c. 船舶（注1）、航空機および自動車（注2）ならびにこれらに装着されている状態の付属物  
（注1）ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含みます。  
（注2）自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含みます。
  - d. 被保険者の詐欺行為によって取得した商品
- (3) 上記に加え次の場合も補償の対象になりません。
  - a. 商品の誤った使用によって生じた損害
  - b. 意図的に被保険者が虚偽あるいは不正の補償請求を行った場合
  - c. 保険の対象の修理、加工後の損害など、修理・清掃などの作業中における過失による損害
  - d. 保険の対象の電氣的・機械的事故
  - e. 商品以外の費用（商品購入に付帯して生じた配送費など）
  - f. 合計カード購入金額が1万円以下の場合その他、補償内容の詳細についてはアメリカン・エクスプレス・保険ホットライン【0120-234586 / 通話料無料 / 9:00 から 17:00 / 土日祝休】までお問い合わせください。

### 損害発生の際の補償請求などについて

- (1) 損害発生の日から遅滞なくアメリカン・エクスプレス保険ホットライン（0120-234586 / 通話料無料 <9:00

## リターン・プロテクション規定

- から 17:00 /土日祝休> 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社)に連絡をとり、「保険金請求書」を入手するとともに、手続きについてお問い合わせください。
- (2) 損保ジャパンより送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、売上票、領収書その他損害を立証するため必要な書類(羅災証明、盗難届出証明、修理見積書あるいは請求書、全損証明書など)を添えて損保ジャパンに遅滞なく、ご提出いただくことが必要です。
  - (3) 損保ジャパンは必要に応じて、損害を受けた商品を損保ジャパンの指定する場所にお送りいただくよう依頼をすることがあります。お送りいただく際の送料は損保ジャパンの負担とします。また、損保ジャパンは現金による支払いをいたしますが、上記補償の限度額を超えて補償されることはありません。

### 代位

損害が第三者の行為によって生じた場合において損保ジャパンがこの保険による補償を支払ったときは、損保ジャパンは損害を受けた商品およびあなたが第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度として取得します。

### 損害防止義務

カード会員は、事故が生じたときの損害発生の防止および軽減に努めなければなりません。

### 準拠法

この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、カード会員が損保ジャパンに対し補償の請求を行う場合も日本国の法令の適用があります。

この補償規定は重要ですから大切に保管してください。ただし、これは、保険証券ではありません。保険証券は、アメリカン・エクスプレスに保管されております。

\*本内容はあくまで概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、動産総合保険普通保険約款および特約条項の規定に基づきます。

### <事故のご連絡先>

アメリカン・エクスプレス・保険ホットライン  
0120-234586 (通話料無料/9:00~17:00/土日祝休)  
(書類のご返送先/引受保険会社内)  
〒164-8608 東京都中野区中野 4-10-2  
中野セントラルパークサウス 5 階  
損害保険ジャパン株式会社  
本店企業保険金サービス部

本誌の記載内容は2020年8月現在となります。

## 1. 概要

アメリカン・エクスプレス(以下「当社」といいます)のカード(以下「カード」といいます)会員(以下「会員」といいます)の方には、個人利用目的のためにカードを使って購入代金の全額を支払って購入した商品について、本規定に基づいてリターン・プロテクションのサービスが提供されます。

このサービスに基づき、会員がカードで購入し、未使用かつ故障・損傷なく正常に機能する商品を購入店に返品しようとした際、購入店が返品を受け付けられない場合に限り、購入日から90日以内に会員が当社に連絡することにより商品を当社に返却できます。当社は、商品の購入金額、海外利用の場合はお支払いをいただいた日本円相当額をカード会員口座に払い戻します(現金での払い戻しはいたしません)(1商品につき最高3万円まで、1会員口座(家族カードも含む)につき年間最高15万円まで)。

## 2. サービスを受けられる人

このサービスを受けられるのは、日本円で支払いをされる会員本人で、払い戻し申請時点において会員資格をお持ちの方です。また、払い戻し申請時に、会員の所有するカード会員口座の1つまたは複数の締切日に対する利用代金の支払いが遅延している場合、このサービスを受けることはできません。

## 3. 重要事項

- (1) このサービスは、会員が商品を購入店に返品できない場合に限り利用できます。
- (2) このサービスは、当該商品についての他の保険・保証等が適用されない場合に利用できます。小売店から購入した商品のうち、リターン・プロテクションで規定されている金額と同額またはそれ以上の金額が保証される返品規定が適用されるものについては、適用対象外となります。
- (3) 会員から当社に商品が返送された時点で、商品の所有権が当社に移転することを、会員は予め承諾するものとします。
- (4) このサービスおよびこれに基づく払い戻し請求は、カード会員規約に基づく会員のカード利用代金を決済する責任を免除するものではありません。

## 4. サービス対象期間

このサービスを受けるためには、会員が商品を購入店に返品しようとし、購入店が返品を受け付けられない場合に、購入日(通信販売の場合は、商品受領日)から起算し、90日以内に会員が当社に連絡し購入商品の返品の希望を申し出ることが必要です。

## 5. 払い戻しの限度

払い戻しは、1商品につき最高3万円まで、1会員口座(家族カードも含む)につき年間(1月1日~12月31日申請

日を基準) 最高 15 万円相当までとし、5 千円相当未満の購入金額の商品に対しては適用されません。

## 6. 対象商品

対象商品は未使用かつ良好な状態で、正常に機能する物に限ります。(故障・損傷等欠陥のある商品は対象となりません) 商品はアメリカン・エクスプレスのカードで購入したもので、その購入代金の全額がカード会員口座に請求されている必要があります。

## 7. 適用対象外となるもの

- ・動物および生きている植物
- ・同じものが二つとない商品 (骨董品、美術品、特注品、名入れした品および毛皮を含む)
- ・全額をカードで支払っていない商品
- ・閉店セールの商品
- ・消耗品および生鮮食品
- ・貴金属および宝石
- ・サービス (取付費用、保証料、送料、または会費等適用対象商品を補助するものを含む)
- ・希少硬貨
- ・使用済み、組立て済み、および修繕済みの商品
- ・携帯電話
- ・自動車、オートバイ、モーターボート等、原動機で動く乗用具、その部品および付属品 (カーナビシステム、AV 機器等)
- ・土地および建物
- ・有価証券 (約束手形、切手、および旅行小切手等)
- ・現金、現金同等物、およびチケット類
- ・オーディオ、ビジュアル、およびパソコン等のソフトウェア、オンラインコンテンツ、書籍
- ・ヘルスケア商品
- ・家、事務所、乗り物に恒久的に取り付ける商品 (車庫開閉装置、車の警報装置等)

## 8. 補償請求方法

払い戻し請求をするには、以下の手続きが必要です。

- (1) まず、申請用紙を請求してください。申請用紙の請求は、購入日から90日以内に、リターン・プロテクション係 0120-090151 (通話料無料/9:00~17:00/土日祝休) までご連絡ください。折り返し申請用紙をお送りいたします。
- (2) 申請用紙に必要事項をご記入のうえ、領収書、カードの売上票の控え、および当社が必要と認めた他の書類等を添付して 30 日以内にご返送ください。
- (3) 当社においてサービスの対象となるかどうかについて審査します。申請が承認されたら、30 日以内に商品を当社の指定先にご返送ください。その際は、郵送/配送受領証等は大切に保管しておいてください。返送した商品が到着しなかった場合に、返送したことを証明するものとして必要になります。返品の手数料および返送

料はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

- (4) 当社より会員のカード会員口座に第 5 条の払い戻し限度かつ購入金額を限度とする金額を戻します。お戻しした金額は、その範囲内で他のカード利用代金等と相殺されます。直接現金での払い戻しはいたしません。後日ご利用明細書に記載されますのでご確認ください。

## 9. その他

- (1) 当社は、このサービスを第三者を通じて会員に提供する場合があります。
- (2) 本規定に定めのない事態が生じた場合は、当社が信義に反せず誠実に取り扱いを決定します。
- (3) 当社は、相当の期間を定めて会員に事前に通知することにより、このサービスの提供を中止する場合があります。
- (4) 当社は、このサービスの内容および本規定を随時変更することができるものとします。

## グローバル・ホットライン規定

### サービスの名称

この規定に基づき提供されるサービスは、ペルソナ STACIA アメリカン・エクスプレス・カード会員に提供される<グローバル・ホットライン>と称し、これらを以下「サービス」といいます。

### サービスの対象

この「サービス」は、日本在住の日本円で支払いをされる基本カード会員および家族カード会員に対して提供されます。また、日本国外を旅行される上記のカード会員に同行されるご家族（配偶者、お子様など生計を共にする親族。「生計を共にする」とは、健康保険証を共用しているか、税法上扶養関係にあること。）にも提供されます（以下「有資格者」とします）。

カード会員もしくは旅行中のカード会員に同行する有資格者がこのサービスを利用するには、カード会員のアメリカン・エクスプレスのカードが有効であることが条件となります。

### サービスの概略

この「サービス」は、カード会員および有資格者なら海外で日本語により、24時間365日いつでも、フリー・ダイヤルもしくはコレクト・コールで世界のほとんどの国でご利用になれます。

この「サービス」は、地域により、アメリカン・エクスプレスを代行する日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社（EAJ）によって提供されます。

サービスの詳細は、次のとおりです。

- 旅行関連サービス
  - ・航空券の予約、発券の手配、予約の再確認、変更
  - ・ホテルなど宿泊施設の紹介、予約、取消
  - ・レンタカー/リムジン・サービスの案内、予約、取消
  - ・ローカル・ツアーの案内、予約、取消
- レストランの案内、予約、取消
- ゴルフ・コースの案内、予約、取消
- 主要都市でのミュージカル等のチケットの案内
- 天気予報
- パスポート、査証、予防接種等についての案内
- 最寄りの日本大使館、領事館の案内
- カード紛失・盗難の処理、再発行の手続き
- パスポート、所持品の紛失・盗難時のサポート
- フラワー・デリバリー・サービスの手配
- その他のカードに関する問い合わせ
- 電話による簡単な通訳サービス（ビジネス等の場合を除きます。）
- 通訳派遣のアレンジメント
- 緊急メッセージの伝言サービス
- 医師、歯科医、病院、弁護士を紹介
- カードに付帯される海外旅行傷害保険の保険金請求のお手伝い

### サービスご利用の場合の条件と制限事項

- <グローバル・ホットライン>センターへフリー・ダイヤルまたは、コレクト・コールをされる際には、カード会員番号が必要ですので、前もってご用意ください。また、連絡のための電話番号、正確な所在地も必要です。
- このサービスは、一定の国においてはご利用できないこともあり、また天災、戦争、社会不安、労働争議、資材、サービスの入手困難、その他の不可抗力により提供できない場合があります。詳細につきましては、メンバーシップ・サービス・センターまで0120-020120（通話料無料）、海外からは81-3-6625-9100（コレクト・コール）へお問い合わせください。
- 電話による簡単な通訳サービスは、カード会員がその場にいる事が前提条件となります。メッセージの伝言サービスにはご利用いただけません。
- メッセージの伝言サービスは、緊急の場合、または何等かの理由で電話連絡がとれない場合などに限らせていただきます。また、業務上のご連絡には利用いただけません。
- アメリカン・エクスプレスは<グローバル・ホットライン>あるいは医療、歯科医療、法律上、その他のサービスの提供者の行為については責任を負いません。
- 海外旅行傷害保険の適用には、公共交通乗用具のチケットあるいは、パッケージツアーをアメリカン・エクスプレスのカードで購入されたことの証明が必要となります。売上票のお客様控えを大切に保管してください。
- 本規定が定めるサービスをご利用いただくにあたり、不正や偽造による行為がなされた場合には、本規定のサービスは提供できません。
- 本規定が定めるサービス内容は予告なく変更される場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- トールフリーダイヤル、コレクトコールご利用時のホテルでの電話回線料や携帯電話等のローミング料金、コレクトコールやフリーダイヤルが利用できない場合の通信料金は会員様のご負担となりますのでご了承ください。